

## はじめに

私たちのふるさと霧島市は、平成 17 年 11 月 7 日に旧 1 市 6 町の合併により誕生し、新たなまちとしての歴史の扉を開いてから早や 10 年という節目の年を迎えました。

この間、市政の最上位計画として第一次霧島市総合計画を平成 20 年 3 月に策定し、まちづくりの基本理念を「世界にひらく、人と自然・歴史・文化がふれあう都市」と掲げ、まちの将来像「人と自然が輝き、人が拓く、多機能都市」の実現を目指し、様々な施策に取り組んでまいりました。

しかしながら、国・地方を取り巻く状況は、人口の減少、少子高齢化の進行、グローバル化の進展、高度情報化の進展、地球規模の環境問題、社会経済情勢の変化など、これまでに類をみない様々な変化が加速度的に進んでいます。

教育分野においては、いじめ・不登校問題、規範意識の低下、生活習慣の乱れ、体力・運動能力の低下など、児童生徒にとって様々な課題を抱えています。

このような中、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、市長と教育委員会の連携強化を図るため、平成 26 年 6 月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正され、平成 27 年 4 月 1 日から施行されることとなりました。

この教育委員会制度改革において、地方公共団体としての教育に関する方向性の明確化を図るため、市長が総合教育会議を設置・開催して、市長と教育委員会が協議・調整を尽くし、教育の振興に関する施策の大綱を策定することとなりました。

これまでも本市の教育行政を推進する上では、市長、副市長と教育委員との語る会を始め、市政推進会議の開催や随時に教育委員会や教育長と協議を重ねながら、連携を図ってまいりました。

この霧島市教育振興基本計画後期計画は、本市における教育行政の方針を示すものであり、計画の策定に際しては、私の教育に対する思いを反映させ、「第 2 章 10 年後を見据えた教育の姿」は、本市教育の大綱として策定したものです。

私は、「まちづくりは人づくりである。」との基本的考えのもと、この大綱に基づき、「郷土の自然、歴史、文化を尊重する態度を備え、生涯にわたって自ら学び社会に貢献する人づくり」、「公教育においては、確かな学力と体力を身につけ、思いやりの心と高い志を持ち社会を生き抜く力を備えた人づくり」を進め、ふるさとを誇りに思う市民の育成に努めてまいります。また、海と山に囲まれた「霧島錦江湾国立公園」を有する本市の地域特性を十分に生かしながら、「地域力」「市民力」と行政が「共生・協働・共助」して「もっともっと元気！霧島・市民力！のまちづくり」に取り組んでまいりたいと考えておりますので、市民の皆様の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成 27 年 4 月

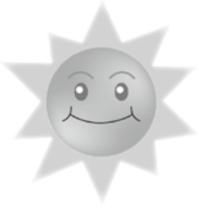
霧島市長 前田 終止

## 目 次

第1章 計画策定の基本	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 市長部局との連携	3
4 計画の期間	3
5 第一次霧島市総合計画後期基本計画との関連図	4
第2章 10年後を見据えた教育の姿	5
1 まちの教育の将来像と基本目標	5
2 国及び鹿児島県の教育振興基本計画	5
3 霧島市の10年間の学校教育の普遍の取組「き」、「り」、「し」、「ま」	6
4 後期計画の重点施策とその基本的方向性	8
（1）学校教育の充実	8
（2）青少年の健全育成	10
（3）スポーツの振興	10
（4）文化の振興	11
（5）学習機会の充実	12
第3章 前期計画5年間に集中して取り組んだ施策の振り返り	13
1 学校教育の充実	13
2 青少年の健全育成	25
3 スポーツ、文化芸術の振興	30
4 文化財の保存・継承	37
5 学習機会の充実	42

第4章 今後5年間（後期計画）に集中して取り組む施策	49
1 学校教育の充実	49
2 青少年の健全育成	54
3 スポーツの振興	57
4 文化の振興	58
5 学習機会の充実	61
第5章 計画の進行管理	64
1 行政評価システムを活用した進行管理	64
2 外部評価委員会と進行管理	64
3 第一次霧島市総合計画後期基本計画との関係	65
4 教育振興に関する施策の大綱との関係	65
資料編	
第一次霧島市総合計画後期基本計画施策体系表	67
用語の解説	69

# 【霧島市の教育のイメージ図】



## 共に学び、育み、磨きあう、人が輝くまち

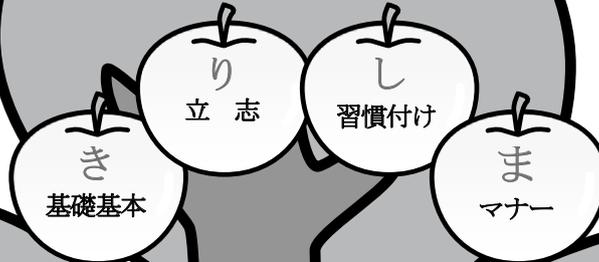


### 学校教育の充実

知・徳・体の調和のとれた教育

歴史・伝統・文化の風

雄大な自然の息吹



### 青少年の健全育成

心と体のバランスのとれた青少年の育成

### 学習機会の充実

生涯学習社会の構築と図書館・メディアセンターの機能強化

社会を生きぬく力

### スポーツの振興

健康づくり、スポーツに親しめる環境づくり

### 文化の振興

文化芸術の振興、郷土づくり、文化財保存活動

人権尊重の礎

情報発信の波



生涯学習の推進

学校の教育力

地域連携の推進

あいさつ運動

霧島市の子どもや教育を見守り支える力

教育における霧島市民力



## 第1章 計画策定の基本

### 1 計画策定の背景と趣旨

霧島市は、平成17年11月7日に1市6町の合併により誕生し、新たなまちとしての歴史を歩み始めて今年で節目の10年目を迎えました。

これまで、本市は、平成20年3月に策定したまちづくりの指針となる「第一次霧島市総合計画」に基づき、「世界にひらく、人と自然・歴史・文化がふれあう都市」を基本理念として掲げ、まちの将来像「人と自然が輝き、人が拓く、多機能都市」の実現に向けて、様々な政策・施策等に取り組んでまいりました。教育行政においては、国や県の教育振興基本計画を参酌しながら、総合計画の施策の柱である「育み磨きあうまちづくり」を具現化するため、平成22年3月に平成22年度から平成31年度までの10か年間を計画期間とする「霧島市教育振興基本計画」を策定し、平成26年度までの5年間の前期計画で、様々な事務事業に取り組んでまいりました。

この間、国・地方を取り巻く状況は、少子高齢化の急速な進行、グローバル化の進展、地球規模の環境問題に加え、著しい社会経済情勢の変化など、これまで類をみない急激な変化が加速度的に進む中、人々の価値観やライフスタイルの多様化、核家族化の進行は、地域社会における人間関係の希薄化や人々の規範意識の低下を招いており、人と人、地域と地域のつながりや絆があらためて課題となっています。

平成25年6月に閣議決定された国の教育振興基本計画においては、社会を構成する全ての人々が、当事者として自ら課題探求・解決に取り組む「自立・協働・創造に向けた一人一人の主体的な学び」が求められています。

このような状況の中、本市における今後5年間の教育の振興のための施策に関する後期計画を策定しました。

後期計画は、10年間の基本方針に基づき、前期計画に引き続き、教育分野のまちの将来像

を「共に学び、育み、磨きあう、人が輝くまち」と掲げ、その実現を図るため、「郷土の自然、歴史、文化を尊重する態度を備え、生涯にわたって自ら学び社会に貢献する人づくり」、「公教育においては、確かな学力と体力を身につけ、思いやりの心と高い志をもち社会を生き抜く力を備えた人づくり」を基本目標とします。

また、前期計画の施策で「スポーツ・文化芸術の振興」と「文化財の保存・継承」となっていたものを、後期計画においては「スポーツの振興」と「文化の振興」に分けることとしました。

## 2 計画の位置付け

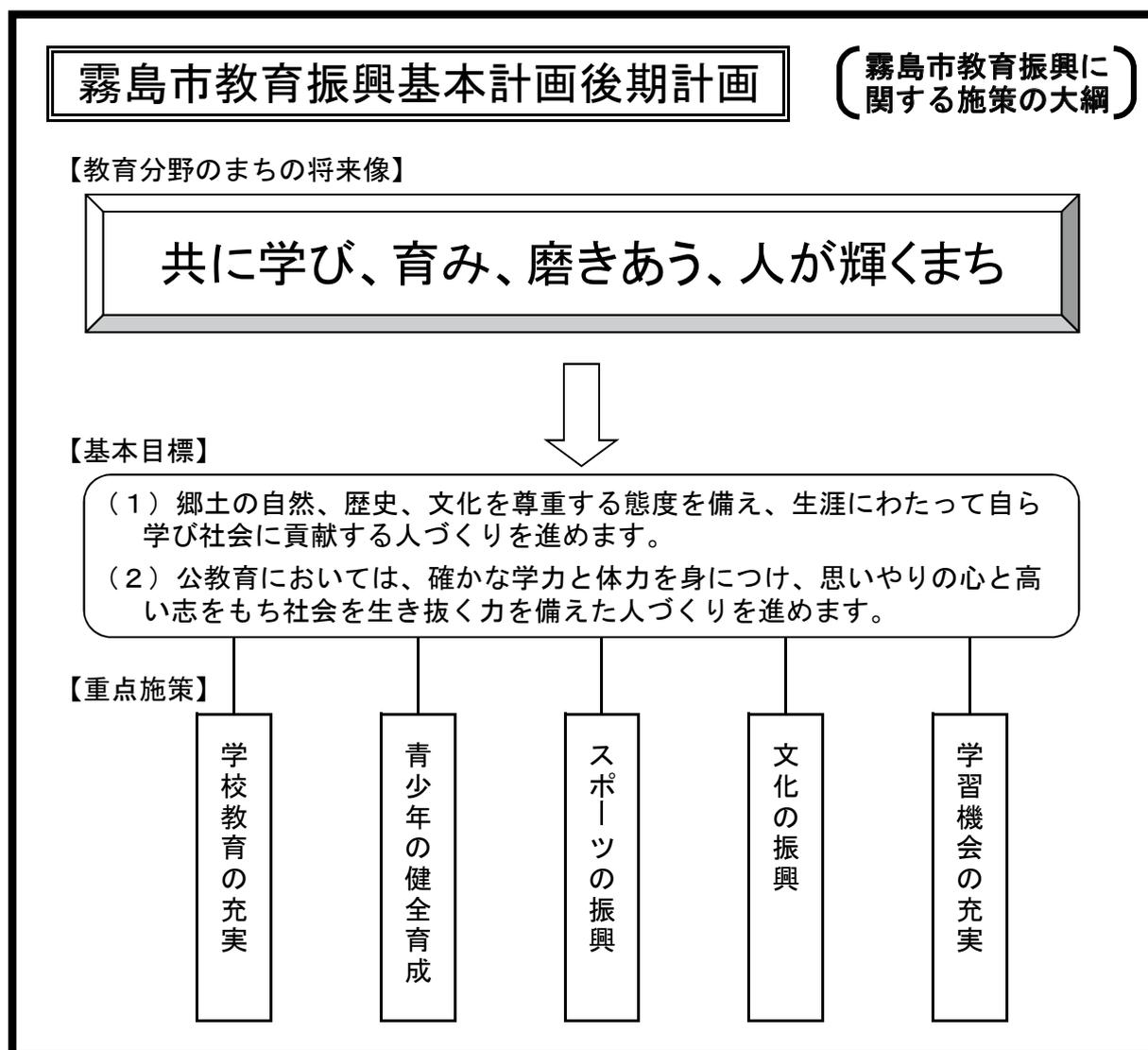
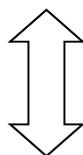
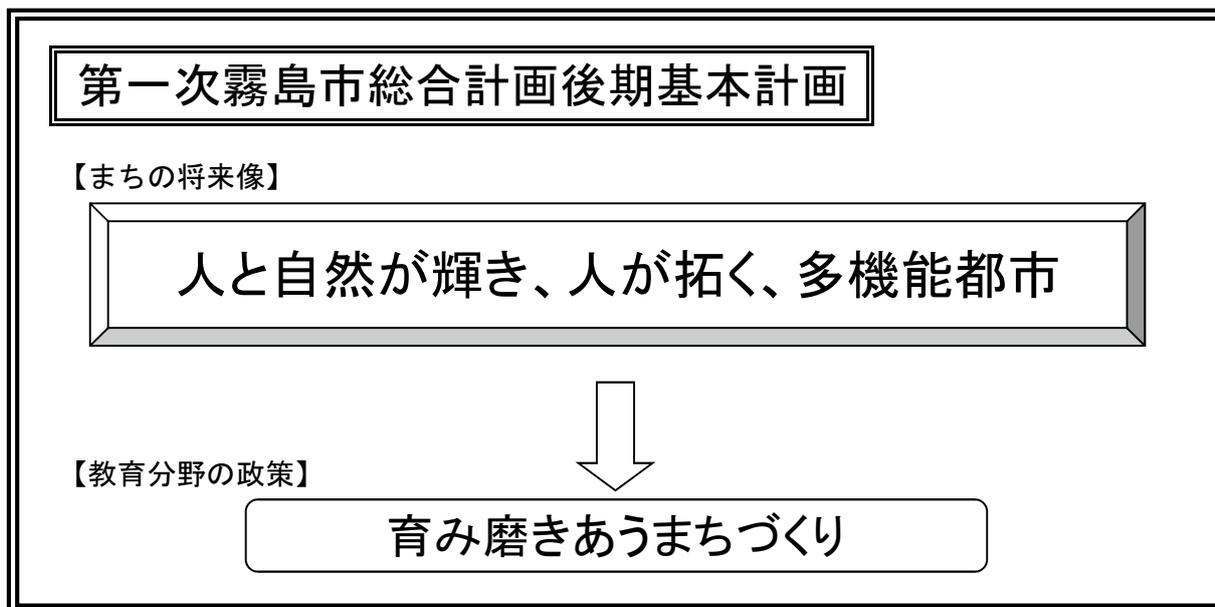
- (1) 本計画は、平成27年4月1日から施行された地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）に基づき、市長が設置・開催した4月の総合教育会議において、市長と教育委員会が協議し、教育の振興に関する施策の大綱として本市教育行政に関する施策全体を網羅した計画であり、第2章までを本市の教育振興に関する施策の大綱として決定しています。
- (2) 本計画は、第一次霧島市総合計画後期基本計画の教育分野の活動計画であり、本市教育委員会が所管するもの以外の各種の分野別計画との整合性を保ちながら事業の推進を図るものです。
- (3) 本計画では、第一次霧島市総合計画の目指すまちづくりの一端を担うべく、学校教育の充実を始め、青少年の健全育成、スポーツの振興、文化の振興、学習機会の充実など、第一次霧島市総合計画に掲げる教育に関する18事業を始め、基本構想の着実な実行と新たな課題に対応する68事業を本計画の重点取組に設定しました。
- (4) 本計画は、社会情勢の変化などに伴い変更の必要が生じた場合は、速やかに変更を行い、時宜に応じた教育の指針を示すものです。

### 3 市長部局との連携

本市の教育振興に関する施策の大綱の基本的方針として、学校の耐震化、学校の統廃合、少人数教育の推進、総合的な放課後対策、幼稚園・保育園・認定子ども園を通じた幼児教育・保育の充実、環境教育、道徳教育、食育などにおいて、市長部局が担う施策や市長部局と連携することによって更なる成果が得られる施策、また、予算・条例等の市長の有する権限に係る事項についての目標や根本となる方針についても、市長部局と連携を十分に図りながら取り組みます。

### 4 計画の期間

「第2章 10年後を見据えた教育の姿」は、平成22年度から平成31年度までの10年間の計画期間とし、「第4章 今後5年間（後期計画）に集中して取り組む施策」は、平成27年度から平成31年度までの5年間の計画期間とします。



## 第2章 10年後を見据えた教育の姿

### 1 まちの教育の将来像と基本目標

霧島市では、平成20年度からスタートした「第一次霧島市総合計画」において、「世界にひらく、人と自然・歴史・文化がふれあう都市」をまちづくりの基本理念とし、まちの将来像を「人と自然が輝き、人が拓く、多機能都市」としてまちづくりを進めています。分野ごとに7つの政策を掲げ、各種施策を展開していますが、その中で教育分野は「育み磨きあうまちづくり」として、5つの施策（学校教育の充実、青少年の健全育成、スポーツの振興、文化の振興、学習機会の充実）を推進しています。

霧島市教育委員会では、「10年後を見据えた教育の姿」を描くにあたり、教育分野のまちの将来像を「共に学び、育み、磨きあう、人が輝くまち」と決めました。これは、学んだ成果を地域社会に還元するしくみを構築して、文字どおり市民が共に学びあい、共に育みあい、学校、家庭、地域、関係機関が一体となった文教都市を目指すという考え方に立ったものです。また、学校教育においても、学校がなすべきこと、家庭がなすべきこと、地域がなすべきことを明確にし、お互い学び合いながら、磨き合うという、社会全体で子どもを育てるまちを目指したものです。

この将来像を実現するために、5つの施策を引き続き推進するとともに、施策の基本目標を次のとおりとします。

- (1) 郷土の自然、歴史、文化を尊重する態度を備え、生涯にわたって自ら学び社会に貢献する人づくりを進めます。
- (2) 公教育においては、確かな学力と体力を身につけ、思いやりの心と高い志をもち社会を生き抜く力を備えた人づくりを進めます。

### 2 国及び鹿児島県の教育振興基本計画

- (1) 国においては、第2期教育振興基本計画（平成25年度～29年度）において、①社会を生き抜く力の養成、②未来への飛躍を実現する人材の養成、③学びのセーフティネットの構築、④絆づくりと活力あるコミュニティの形成、の4つの基本的方向性（ビ

ジョン)を掲げ、8つの成果目標(ミッション)、30の基本施策(アクション)を定め  
ました。また、東日本大震災を教訓に「自立」「協働」「創造」の3つの理念実現に向  
けた生涯学習社会の構築を目指し、「教育における多様化の尊重」「ライフステージに  
応じた『縦』の接続」「社会全体の『横』の連携・協働」「現場の活性化に向けた国・  
地方の連携・協働」を共通理念としています。併せて第1期教育振興基本計画で定め  
た、次に掲げる「10年間を通じて目指すべき教育の姿」を達成することとしています。

- ① 義務教育修了までに、すべての子どもに、自立して社会で生きていく基礎を育て  
ます。
  - ☆ 公教育の質を高め信頼を確立します。
  - ☆ 社会全体で子どもを育てます。
- ② 社会を支え、発展させるとともに、国際社会をリードする人材を育てます。
  - ☆ 高等学校や大学等における教育の質を保証します。
  - ☆ 「知」の創造等に貢献できる人材を育成します。
  - ☆ 世界最高水準の教育研究拠点を重点的に形成するとともに、大学の国際化を推  
進します。

(2) 鹿児島県においては、平成26年度から30年度までの5年間に取り組む施策を改訂  
しました。大きな柱である基本目標はこれまでと同様とし、10年後を見据えた教育の  
姿として、「あしたをひらく心豊かでたくましい人づくり」を基本目標に、次に掲げる  
人材の育成に努めることとしています。

- ① 知・徳・体の調和がとれ、主体的に考え行動する力を備え、生涯にわたって意欲  
的に自己実現を目指す人間
- ② 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養い、  
これからの社会づくりに貢献できる人間

### 3 霧島市の10年間の学校教育の普遍の取組「き」、「り」、「し」、「ま」

日本で最初の国立公園である霧島山に因んで生まれた新市「霧島」の名前を踏まえ、  
教育の普遍性を「霧島の『き』は**基礎・基本**の『き』」、「霧島の『り』は**立志**の『り』」、

「霧島の『し』は習慣付けの『し』」、「霧島の『ま』はマナーの『ま』」とし、幼児期、義務教育期をとおして青少年の時期に身に付けておくべき事項とします。

#### (1) 「き」⇒基礎・基本の確実な定着

義務教育期に学ぶ事項は、人間としての礎を作る重要な基礎・基本であると考えます。昔からいわれている「読み・書き・そろばん」に匹敵する社会で生きていく上での最低限の常識又は教養といえるものです。また、健康を支える体力にしても、基礎体力や基本姿勢・動作はこの時期に身に付けておくことが大切です。そこで、子どもたちに、知・徳・体のバランスのとれた基礎・基本を身に付けさせます。

また、何か一つのスポーツと、何か一つの楽器が得意になれば大きな自信につながりますので、その習熟に努めさせます。

#### (2) 「り」⇒立志。夢や志を持った子どもの育成

小学校高学年から中学校にかけては、自分の将来に対する夢や希望を持って、日々努力する子供であって欲しいものです。そのためには、多くの本を読み、自然体験や様々な体験活動をとおして、自分の将来の夢や志を温めてもらいたいと願っています。そのため、霧島市のすべての中学校で「立志式」<sup>1)</sup>を実施し、先輩や先人の生き方に学ぶ機会を提供します。また、すべての小学校、中学校、国分中央高等学校の児童生徒、教員に「きりしまっ子立志10年カレンダー」を配布します。

#### (3) 「し」⇒習慣付け。基本的な生活習慣、読書習慣、家庭学習等の習慣付け

霧島市健康増進計画「健康きりしま21」にも述べられているように、ライフステージにおける幼児期から少年期の間「早寝早起き朝ごはん」などの基本的な生活習慣を家庭でしっかりと身に付けさせておくことが極めて大切です。また、家庭での学習習慣や読書習慣も、この時期に付けておかなければならない大切な習慣です。江戸しぐさ<sup>2)</sup>の中に江戸商人の子育ての目標を記した、「三つ心、六つ躰、九つ言葉、文十二、理（ことわり）十五で未決まる」というのがあります。この意味は3歳までに子どもの人格はほとんど決まってしまうから、十分愛情を注ぎ思いやりのある子に、6歳までに躰を、9歳までに敬語などの言葉遣いを、12歳までに読み・書き、そろばん、手紙の書き方を、15歳までに世の中の道理・原則を理解させ習得させておかなければ社会

※15行目、1)「立志式」は、69ページ以降の「用語の解説」を参照。以降、数字)「用語」についても同様。

人として通用しないことを戒めているものです。

教育基本法第10条「父母その他の保護者は、子の教育の第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。」の条文をお互い自覚し、PTAを始め関係機関と連携を図りながら、如何に時代が変わっても変わってはならない不易の部分をしっかり子どもたちに身に付けさせるための家庭教育を支援します。

#### (4) 「ま」⇒マナー規範意識・人権感覚の育成

人間として社会で守らなければならないのがマナーです。最近の自己中心的な考え方や行動の横行、規範意識の欠如には目を覆いたくなります。

教育基本法第13条「学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。」の条文を真摯に受け止め、関係機関・団体及び市民の皆様の協力を得ながら、市民総ぐるみのあいさつ運動を実施し、しっかりしたあいさつのできる子どもを育てます。そして、互いを認め合い、命を大切にし、社会のルール、マナーや規範意識を備え、人権感覚を身に付けた青少年を育成します。

## 4 後期計画の重点施策とその基本的方向性

### (1) 学校教育の充実

各小中学校においては、霧島市の豊かな自然や地域の伝統・文化・歴史を踏まえ、それらを尊重する態度を基盤に学校・家庭・地域社会と緊密な連携を図りながら、人間としての土台をしっかりと築き、社会を「生き抜く力」を備えた児童生徒の育成に努めます。この「生き抜く力」を身に付けさせるため、児童生徒一人一人の命を守り、個性を重視し、確かな学力を備え、正義感・倫理観及び人権を大切にする思いやりの心など、豊かな人間性をもつ児童生徒の育成を目指し、「心の教育」を重視した活力ある学校教育の展開に努めます。そして、教育の動向等を踏まえながら、時代にふさわしい地域に開かれた学校づくりを目指して、土曜授業の実施及び英語教育や国際理解教育、情報教育、環境教育などの推進を図ります。

また、公職選挙法の一部改正により、若者の政治参加を促すため、選挙権が「20歳以上」から「18歳以上」に引き下げられました。しかしながら、過去の国政選挙では、5歳ごとに区分した年齢別の投票率は、20歳から24歳が20%から30%台で最も低いことから、投票率が今まで以上に低下するのではないかと懸念されています。そのため、関係機関と連携を図りながら、学校の授業において、国民が政治に参加する権利である参政権の意義について学ぶことより、積極的に投票に参加する意識の啓発に取り組み、主権者としての自覚を促します。

幼児教育は、就学前教育が生涯にわたる人格形成の基礎となることから幼稚園教育要領等の趣旨を踏まえ、健康な体、人との関わり方、規範意識、言葉や表現などに留意してより一層充実します。なお、本市の幼児教育の在り方については、子ども・子育て関連 3 法や子ども・子育て支援新制度を踏まえ、質の高い幼児期の教育環境整備を推進します。

霧島市立の国分中央高等学校では、専門高校としての特色を生かし高度資格取得者数の増加を目指します。進路指導補助員を活用した新たな就職先の開拓や、個に応じた進路指導の充実を図り、進路決定率を向上させ、魅力ある専門学校づくりを進め適正な生徒確保に努めます。また、施設整備については昇降口棟の建設及び新体育館建設を目指します。

幼稚園、高等学校を含めた学校教育施設については、体育館や武道場等の天井等の耐震化率100%を目指し耐震補強工事を進めます。また、児童生徒数の推移に対応した適切な学校規模の在り方について検討していきます。

学校体育においては、心身ともに調和のとれた児童生徒を育成するため、自校の体力向上の課題を踏まえた教科体育の改善、一校一運動(体力づくり)を推進し、体育的行事などの充実を図ります。

さらに、児童生徒が健康増進に必要な知識、能力及び態度を身に付けるとともに生涯にわたって健康に過ごすことができるよう家庭・地域と連携しながら食育や保健教育を推進します。また、安心安全な学校教育活動が行われるよう各種環境検査を実施し、教育環境の充実を図ります。

なお、安全安心な学校給食を提供するため、新たな学校給食センターの建設や自校方式の維持により年次的に施設整備を行います。

## (2) 青少年の健全育成

本市にある自然や歴史、地域に伝わる文化や伝統行事、地場産業などの豊かな地域の素材を生かしながら、様々な体験を通して、命や自然、自他を大切にする心や社会性、郷土愛や国際感覚、規範意識や人権感覚を育てるとともに、高い志に向かって努力する、次代を担う「きりしまっ子」の育成に努めます。

また、教育活動の充実を推進するために、地域にある豊かな人材の活用を図るとともに、青少年育成センターを中心に、子ども会育成連絡協議会や校外生活指導連絡会など関係団体との連携を図りながら、地域ぐるみの青少年健全育成に努めます。

さらに、家庭教育の推進については、市立の全ての学校等で家庭教育学級を開設するとともに、PTAやおやじの会、地区自治公民館、民生委員・児童委員、子育てサークルなどと連携を図りながら、家庭における教育力の向上に努めます。

また、椋嶋十氏が昭和30年代に提唱し全国に広まっていった「親子20分間読書運動」<sup>5)</sup>を復活し、子どもが親に聞こえるように音読する「きりしま親子20分間読書運動」を推進します。

## (3) スポーツの振興

市民にとって、温もりと活力に満ちた明るく豊かな地域社会を築くために、生涯にわたりそれぞれのライフステージにおいて、楽しく、継続的にスポーツ活動ができる環境づくりに努めます。

スポーツを競技スポーツや運動及びレクリエーションだけでなく、体力づくり、生きがいくくり、地域づくりも含めた幅広い観点でとらえ、生涯にわたる健康や体力の保持・増進を図るため市民全体で「チャレンジデー」を推進します。

鹿児島県では平成32年に第75回国民体育大会が開催される予定です。国体の開催により、競技力の向上、スポーツ施設の整備・充実、地域の活性化が期待されます。

霧島市はスポーツ関係団体の育成と連携を図りつつ、一体となって『する・観る・支える』スポーツのそれぞれの観点の充実度を高め、国体の開催競技の成功を目指し

ます。また、障害を持った方々のスポーツの支援についても検討していきます。

#### (4) 文化の振興

文化芸術活動は、ふるさとの理解や豊かな感性の涵養に必要なものであることから、市民の主体的で多様な文化芸術活動を促進するため、優れた文化芸術に触れる機会の充実を図ります。また、これまで培われた地域に根付いた文化活動を促進するとともに、新たな文化芸術を育む環境づくりに努めます。

「霧島国際音楽祭」は、国内有数の国際的な音楽イベントに成長しており、本市も<sup>6)</sup>共催の立場で、市民総ぐるみで歓迎する体制を継続するとともに、市民に質の高い音楽の鑑賞を提供する機会ととらえ、当該イベントを積極的に支援します。また、平成27年に鹿児島県で開催される「第30回国民文化祭かごしま2015」を契機として、文化芸術活動の振興を図ります。

霧島市にある貴重な文化財を後世に遺すため、市民が文化財に触れ、学び、理解する場を提供し、愛郷心を育むとともに、その環境を整えるために文化財の保存整備に努めます。平成28年は「天降川筋直し」から350年を迎え、平成32年はハヤトの人々が奈良朝廷に反旗を起こした「ハヤトの抵抗」から1300年を迎えることから、それぞれの歴史的出来事を顕彰する各種記念イベントを開催し、市民の郷土の歴史に関する意識の高揚を図ります。

また、時代とともに消えつつある無形文化財の保存・継承に取り組みます。特に郷土芸能については、保存会が相互に交流を図れるように組織化を進めるとともに、地域や保存団体が主体となって保存・継承できるように積極的に支援します。<sup>7)</sup>霧島ジオパークの取組については、世界ジオパークへの認定登録を進めながら、市民や児童生徒が豊かな自然や火山活動、地質、地形などに触れ、世界に誇れる自然遺産を正しく理解していくため「霧島歴史散歩」等を開催します。

さらには、文化財の保存・継承に関する各種取組を体系的に整理するため「文化財マスタープラン」を改定し、市民の愛郷心の醸成、文化財愛護意識の高揚に引き続き取り組めます。

## (5) 学習機会の充実

学習環境づくりについては、市民の学習の拠点となる各施設の連携を図ることはもとより、各種団体や事業者との連携をより一層図り、多くの市民のニーズに応えられるように努めます。また、拠点公民館施設等の適正な管理運営に努めます。

成人教育については、市民のニーズに応じた多様な学習機会の提供を図るとともに、ボランティアバンクの充実に努めながら、学んだ成果やこれまでの経験を生かすことのできる生涯学習社会の創造に努めます。

また、地域づくりやまちおこしをテーマとした「霧島アカデミー」を設置し、市民による新しい学びの場を創造します。

人権教育の推進については、「子ども人権セミナー」、「人権教育啓発推進者養成講座」、「地区公民館人権学習会」等、それぞれの市民のライフステージに応じて、同和問題を始めとした様々な人権問題に対する正しい理解と認識が深められるように努めます。

図書館では、更なる館内サービスの充実を図るため、引き続き施設の適切な管理と運営に努めます。例えば、子どもや高齢者への図書館サービスの充実、視覚障がい者や聴覚障がい者の方々にも利用しやすい資料収集・環境づくりに努め、さらに、多種多様な資料の提供ができるよう、他の公共図書館との相互貸借等の活用を図り、地域社会に根づいた図書館を目指します。

また、<sup>8)</sup>移動図書館(車)による広域化の推進と充実、広報誌や図書館ホームページ等による情報提供の実施、各種・各地域のボランティア団体等との連携強化を図り、地域や住民にとって役に立つ図書館としての存在意義を更に発揮できるよう努めます。

メディアセンターは、学校教育や社会教育等の様々な学習活動の場において利用が可能な視聴覚教材・機材の整備を進め、生涯にわたる学びを支援します。特に、今後ますますの普及が想定されるインターネットやパソコン、タブレットパソコンやスマートフォンなどのあらゆる次世代メディアについて自ら積極的に学習できる環境と機会の充実を図ります。さらに、関係機関と連携を図りながら、青少年や高齢者を狙ったネット犯罪や、情報モラル・情報セキュリティなどのインターネット利用における様々な問題の解決を支援します。